

藤沢市特別養護老人ホームの施設整備に係る借入償還金補助金交付要綱

制定 2014.3.19
改正 2016.3.31
改正 2019.3.29
改正 2022.4.1
改正 2023.4.1
改正 2025.4.1

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市において特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の計画的整備を進める上で、特別養護老人ホームの設置主体が社会福祉法人に限られている（老人福祉法第15条第4項）ことに鑑み、財政基盤の弱い社会福祉法人に対する運営費の補助が重要であることから、社会福祉法人が市内の特別養護老人ホームの施設整備を行う目的で借り入れた借入金の償還に対し、藤沢市社会福祉法人助成に関する条例（昭和44年藤沢市条例第33号）及び藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）に定めるもののほか、補助金を交付するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、「施設整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を建設すること。
増築	既存施設の現在定員を1割以上増員するため、既存施設の床面積の変更を伴う改造工事を行うこと。
増改築	増築とともに、当該増築のために必要となる改築（既存施設の床面積の変更を伴わない改造工事）を行うこと。
建替え	老朽化その他やむを得ない理由により既存の施設を取り壊して、新たに施設を建設すること。ただし、新たに建設する施設の定員が、既存施設の定員より1割以上増員される場合に限る。

(補助の対象)

第3条 補助の対象は、社会福祉法人が、市内において特別養護老人ホームの施設整備（平成30年3月31日までに市長が選定した整備計画に係る整備に限る。）を行うために要する費用に充てる目的で、独立行政法人福祉医療機構又は神奈川県社会福祉協議会から借り入れた借入金に対する償還金のうち、約定返済元金に係る部分とする。ただし、市長は、償還の期間、借入目的の内容等により、必要があると認めるときは、当該償還金のうち、約定返済利子に係る部分についても補助の対象とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、償還金のうち、次に掲げる費用に充てるための借入金に係る部分については、補助の対象としない。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、堀などの外構に要する費用
- (3) 既存建物の取壊しに要する費用
- (4) 既存建物の買収に要する費用
- (5) 設備の購入並びに設備の設置又は修繕に要する費用
- (6) 職員の宿舍、車庫及び倉庫の建設に要する費用
- (7) 前各号に掲げるもののほか、この要綱の趣旨からみて相当と認められない費用

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条の規定により補助の対象となる償還金（以下「借入償還金」という。）の額に4分の1を乗じて得た額以下で、市長が定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、償還の期間、借入目的の内容等により、必要があると認めるときは、補助金の額を別に定めることができる。

3 前2項の規定により補助金の額を定める場合においては、その額は、1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。

(補助金交付の申請手続)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める日までに、借入償還金補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 金銭消費貸借契約書の写し（初回申請時のみ。）

- (2) 補助金に係る特別養護老人ホームの施設整備に要した費用の領収書の写し
(初回申請時のみ。)
- (3) 前号の領収書の内容の分かる、内訳書又は明細書の写し (領収書の金額に第3条第2項各号に規定する費用が含まれていないこと又は当該費用が含まれている場合はその費用の内訳が分かるもの。初回申請時のみ。)
- (4) 借入金償還計画書の写し (償還年月日が明示されているもの。)
- (5) 財産目録及び貸借対照表 (直近のもの。)

(補助金交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、交付の可否を決定し、その結果を、借入償還金補助金交付 (不交付) 決定通知書 (第2号様式) により、申請書を提出した者 (以下「申請者」という。) に通知するものとする。

2 市長は、償還が補助金交付決定の年度中に複数回ある場合において、必要があると認めるときは、補助金を償還ごとに分割して交付することができる。

3 市長は、前項の規定により補助金を分割して交付するときは、各回の交付金額に1,000円未満の端数を生じないように交付するものとする。

4 市長は、前2項の規定により補助金を分割して交付するときは、借入償還金補助金交付 (不交付) 決定通知書の裏面に、内訳を記載するものとする。

(請求)

第7条 前条の規定により交付決定の通知を受けた申請者は、決定された内容に基づき、市長が定める日までに、別に定める請求書に借入償還金補助金交付 (不交付) 決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付時期)

第8条 市長は、前条の規定により請求があった場合、第1条に規定する補助金の趣旨に鑑み、原則として、償還の約定返済期日の前日までに補助金を交付するものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合又は申請者との協議による場合は、償還の約定返済期日以後に補助金を交付することができる。

(事業完了届兼事業実績報告書)

第9条 補助金の交付を受けた者は、原則として、借入金償還後14日以内に、事業完了届兼事業実績報告書 (第3号様式。本条において「完了届」という。) に

当該補助金に係る借入償還金を返済したことを証する書類（本条において「証拠書類」という。）を添えて市長に提出しなければならない。ただし、第8条ただし書きの規定により、補助金の交付が約定返済期日を過ぎた場合は、補助金交付後14日以内に完了届及び証拠書類を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助金を分割して交付された者は、当該補助金交付年度の最終の借入金償還後14日以内に、完了届に証拠書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、完了届を提出する者は、借入金償還の経過を完了届の裏面に記載しなければならない。

3 藤沢市補助金交付規則第5条第1項本文に規定する事業着手届は、前2項の完了届及び証拠書類の提出をもって、その提出を省略するものとする。

（交付決定の取消し等）

第10条 市長は、この要綱の規定により補助金交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金を借入償還金の償還以外に使用したとき。
- (2) 借入償還金補助金交付申請書、借入償還金補助金事業完了届兼事業実績報告書その他の提出書類の記載事項について、事実と相違したとき。
- (3) 補助金に係る特別養護老人ホームの転売、廃止等をしたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、不正の行為があると認められたとき。

（様式）

第11条 この要綱に定める様式の裏面は、計算の根拠等を示す必要に応じて、適宜調整して使用することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
（藤沢市社会福祉施設整備に係る返済金助成要綱の廃止）
- 2 藤沢市社会福祉施設整備に係る返済金助成要綱は、廃止する。
（藤沢市社会福祉施設整備に係る返済金助成要綱の廃止に伴う経過措置）
- 3 前項の規定により廃止された藤沢市社会福祉施設整備に係る返済金助成要綱（以下「旧要綱」という。）の規定の適用により平成25年度において補助金交付決定の対象となった借入償還金のうち、次の各号のいずれかに該当するものに

については、平成26年度以降の補助金交付についても、第2条及び第3条の規定にかかわらず、補助の対象とする。

(1) 特別養護老人ホームの改築に要する費用に充てることを目的とした借りに係る借入償還金

(2) 老人福祉法第5条の3に規定する養護老人ホームの増改築に要する費用に充てることを目的とした借りに係る借入償還金

(検討)

4 市長は、令和10年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成28年3月31日）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。